

報告書骨子（案）	11月18日の横断部会報告以降の検討状況等
<p>0. 検討経緯等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書は、「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」（平成28年3月22日）等を踏まえて、統計の精度向上の取組（以下「本取組」という。）について統計委員会横断的課題検討部会の下に置かれた「統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ」において平成28年度に審議し、統計精度に関する計画的な検査（チェック）等の本取組の内容についてとりまとめたもの ● なお、本取組については、内閣府で開催された「より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会」への報告等を経て「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日 経済財政諮問会議決定）においても取組むべき課題として位置付け <p>1. 統計の精度向上の取組の目的等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本取組の目的は、政府統計に関し、統計作成府省が統計に広く共通する横断的な課題を認識し、当該課題に係る統計作成クリアすべきハードルを関係者の間で共有・明確化し、統計作成府省の課題解決に向けた自主的な取組を促進すること ● 総務省は、統計作成府省の取組を支援する観点から、統計精度に関する計画的な検査（チェック）を行い、その内容をとりまとめ、毎年度統計委員会に報告 ● 検査（チェック）の実績を踏まえ、検査（チェック）の内容を見直ししながら、統計全体の改善を継続的に進めることを指向 <p>2. 各年度における検査（チェック）の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 毎年3月までに統計のステークホルダーの意見も踏まえ、次年度の検査（チェック）計画等について、統計委員会から提示 ● 統計委員会の提示を踏まえ、4月から9月頃までの間に総務省において検査（チェック）を実施 ● おおむね10月頃を目途に総務省から統計委員会に検査（チェック）結果を報告。以降、統計委員会が必要に応じて審議し課題解決に向けた方針（実施期限やフォローアップの方法を含む）を報告書として整理 <p>※ 統計法第55条に基づく取組として実施</p> <p>3. 検査（チェック）の内容</p> <p>1）検査（チェック）全体の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 検査（チェック）は標準検査、オプション検査で構成 <p>2）標準検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 標準検査は、各統計の精度に関する公表状況（いわゆる「見える化」）を、共通の基準により検査（チェック） ● 具体的には、「標本設計」、「情報収集方法（調査方法）」、「集計・推計方法」、「標本誤差」、「非標本誤差」及び「他統計との比較・分析」の6項目について、ホームページ等における公表状況を4段階で評価（4段階の基準を報告書に掲載） ● ただし、全数調査における「標本設計」及び「標本誤差」の取扱い、有意抽出調査における「標本誤差」の取扱い、「他統計との比較・分析」に関する取扱いなど、特段の必要のあ 	<p><12月22日第4回WG及び2月1日第5回WGの議論></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「標準検査」としていた「回収状況検査」を、偏りの確認、督促・代替標本の妥当性、オンライン回答の導入検証まで含めチェック内容をより精密化したことから、「オプション検査」に位置づけを変更（ただし、回答数、回収率、回収率向上方策などについては、標準検査（見える化検査）の中で確認することを維持） ○ 「非標本誤差」は、当初、カバレッジ誤差、非回答誤差、データ処理エラー、測定誤差の4項目をそれぞれ水準0～3で評価する案としていたが、「標本誤差」が1項目であること、これらの事項は開示状況が進んでいないことを踏まえ、水準1の事項を中心にボトムラインを確認

る場合には、上記評価結果に、留意事項などを示したコメントを付記するなどの対応が必要

- 上記検査（チェック）は、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成 22 年 3 月 各府省統計主管課長会議申し合わせ）の品質表示事項と整合を図りつつ実施

3) オプション検査

- オプション検査は、以下のア)～カ) について、統計委員会の指摘等を踏まえつつ、総務省が検査（チェック）の必要があると認める統計（以下「検査対象統計」という。）に対し行う検査（チェック）

ア) 母集団への適合状況検査

- 検査対象統計の標本の基本属性区分の構成比と母集団情報の構成比を比較し、乖離状況を時系列で確認
- 急激な構成比の乖離がある場合、構成比が乖離していない場合を仮定して推定を行うなど、結果への影響を検証

イ) 他統計との乖離分析

- 検査対象統計と同様の動きをすると考えられる統計の動きについて比較分析
- 動きが乖離した場合の乖離要因について検証

ウ) 欠測値検査

- 検査対象統計の欠測値補完状況を確認
- 一般的に用いられる補完方法である横置き補完、伸び率補完、平均値補完などの手法を検証

エ) 各種シミュレーション検査

- 検査対象統計の調査票情報を用いたリサンプリング実験等により、参考系列作成やローテーションサンプリング導入時の効果等を検証

オ) 総合検査

- 統計調査の実施状況について、得られた回答数、回答状況の偏りの有無、督促、代替標本の確保、オンライン調査の導入状況、重み付き回収率の推計、その他の事項（予算、調査内容（報告負担）、調査対象、報告の期間）などから問題ないか総合的に確認

カ) 特別検査

- 統計委員会からの指摘等を踏まえ、必要に応じて検査対象統計及び検査（チェック）内容を定めて実施する検査（チェック）

4) 検査に当たっての留意事項

- オプション検査については、必要に応じて研究者の力を借りて対応
- 検査（チェック）の実施に当たっては、必要に応じ十分な時間をかけて対応
- 検査（チェック）実施後、必要に応じ、実務ベースで適用可能な改善方法について提案

4. 平成 29 年度の統計精度向上の取組

- 標準検査（見える化状況検査）については、全ての基幹統計調査を対象に実施
- オプション検査については、「統計改革の基本方針」等を踏まえ、以下の①、②を実施

していく意味で暫定的に 1 項目に集約

- 全数調査に対する「標本設計」及び「標本誤差」の状況評価の取扱い、有意抽出調査に対する「標本誤差」の状況評価の取扱い、及び「他統計との比較・分析」の状況評価の取扱いについては、検査（チェック）後に取りまとめる報告書にコメントを付けるなど、運用上の工夫が必要

< 12 月 22 日第 4 回 WG 及び 2 月 1 日第 5 回 WG の議論 >

- 「総合検査」は当初

検査の対象となった統計調査の回収率が、同様の調査手法、調査対象である他の統計調査と比較して明らかに低いと判断される場合、比較した他の統計調査における情報（回収率向上方策）を提示し、同様の取組ができないか確認する。

との内容としていたが、左記のように回収状況についてより詳細かつ総合的に確認（チェック）する内容とし、オプション検査に位置づけを変更（上記 3（2）参照）

<p>① 「建築着工統計調査」の「補正調査」について、「標本設計」の検査（チェック）を行い、見直し内容を提案</p> <p>② 事業所及び企業を対象とする基幹統計調査における欠測値、外れ値に関する原則的な対応について各府省からヒアリング等を行い、実態を整理</p> <p>※ 平成 29 年度における取組状況を踏まえ、必要に応じて検査（チェック）内容の見直しを行う。</p> <p>5. その他</p> <p>● <その他、必要な事項を記載></p>	<p>< 2月1日第5回 WG の議論 ></p> <p>○ 欠測値、外れ値の集計段階の取扱いプロセス（ウエイト処理、速報・確報の取扱いの違い等）について各府省に確認すべき。</p>
---	---